

平成28年第9回

教育委員会定例会会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 平成28年7月21日(木)午前9時30分
2. 開 会 平成28年7月21日(木)午前9時30分
3. 閉 会 平成28年7月21日(木)午前11時00分
4. 出席委員 八木 隆夫教育長  
羽石 寛寿教育長職務代理者  
中井 保 委員  
森脇 正子委員  
亥埜 誠治委員
5. 事務局 松下 篤志教育次長兼教育総務室長・北田 千秋学校教育部長・松川 剛生涯学習推進部長・大湾 喜久男学校教育部付部長兼学校規模適正化室長・小川 暢子生涯学習推進部付部長・古賀 伸一生涯学習推進部次長兼青少年育成課長・高崎 育学校教育部次長兼指導課長・久保 昌司学校管理課長・真鍋成史社会教育課長・寺本 憲昭給食センター所長・川村 光子 図書館課長・後藤 秀也総務室課長
6. 議事日程
- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 日程 1        | 会議録署名委員指名                      |
| 日程 2        | 会議時間決定                         |
| 日程 3 報告第13号 | 教育長の報告について                     |
| 日程 4 議案第32号 | 交野市立幼稚園廃止に伴う関係規則の整備に関する規則について  |
| 日程 5 議案第33号 | 平成29年度使用交野市立小中学校教科書用図書の新採択について |
| 日程 6 議案第34号 | 指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について         |

7. 議事内容

八木教育長

皆さんおはようございます。只今より、平成28年第9回教育委員会定例会議を開催したいと思います。

開催の前に、事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。

後藤課長                    はい。出席状況を報告いたします。本日の出席委員は5名でございます。以上、報告を終わります。

八木教育長                はい、報告はお聞きのとおりです。  
                                  只今より、平成28年第9回教育委員会定例会議を開催いたします。本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。

                                  まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。  
                                  会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか？

全員                        異議なし。

八木教育長                異議ございませんので、羽石教育長職務代理者をお願いいたします。

                                  次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか？

全員                        異議なし。

八木教育長                それでは、只今より午前11時30分までとさせていただきます。

                                  続いて、日程3 報告第13号「教育長の報告について」を議題といたします。報告事項1「学校教育施設の目的外使用許可について」の概要の説明をお願いいたします。

久保課長                    はい。「学校教育施設の目的外使用許可について」ご報告させていただきます。

                                  まず1点目でございますが、交野市消防本部平井消防長からの申請でございます。使用日時といたしましては、平成28年7月4日

(月)～9月2日(金)までの間の資料に記載されている日でございます。このうち7月18日(祝・月)と8月11日(祝・月)につきましては、午前9時30分～正午まで。それ以外の日につきましては、午後7時30分～午後10時までの時間帯を使用される予定となっております。

使用施設につきましては、藤が尾小学校の敷地でございます。その目的といたしましては、第60回大阪府消防大会出場のための訓練を実施されるものでございます。

次に2点目でございますが、こちらは交野市障害児(者)親の会会長の下村様からの申請によるものでございまして、使用日時といたしましては、平成28年7月30日(土)と31日(日)の午後1時～午後4時までの時間帯となっております。

使用施設といたしましては、7月30日(土)が交野小学校のプールを、31日(日)が私市小学校のプールを使用する予定となっております。

その目的といたしましては、障害児や障害者の交流水遊びのため実施されるものでございます。

次に3点目でございますが、こちらは黒田市長からの申請でございます。市内の保育園及び幼稚園の運動会を実施するため、小学校の校庭または体育館を使用されるものでございます。

まずはじめに、第二きんもくせい保育園の運動会につきましては、9月9日(金)が準備、10日(土)が本番となっております。使用施設といたしましては、郡津小学校校庭または体育館となっております。

次のわかば保育園の運動会でございますが、こちらは9月16日(金)が準備、17日(土)が本番、18日(日)が予備日となっております。使用施設といたしましては、交野小学校の校庭または体育館となっております。

次の高岡幼稚園の運動会でございますが、こちらは9月26日(月)が予行演習、10月7日(金)が準備、10月8日(土)が本番となっております。予備日といたしまして10月9日、10

日、14日、15日、16日となっております。

使用施設といたしましては、旭小学校の校庭となっております。

次の星田保育園の運動会でございますが、こちらの使用日時が9月30日（金）が予備日、10月1日（土）の午前が本番。雨の場合は、1日（土）の日に体育館を使用されるということです。

使用施設といたしましては、星田小学校の校庭または体育館となっております。

次にひかりの子幼稚園の運動会でございますが、こちらは10月7日（金）が準備、10月8日（土）が本番。予備日といたしまして、10月9日と10日となっております。

使用施設といたしましては、倉治小学校校庭となっております。

次に、ほしだ幼稚園の運動会でございますが、こちらは10月7日（金）が準備、10月8日（土）が本番、10月9日、10日、14日、15日、16日が予備日となっております。

使用施設といたしましては、妙見坂小学校の校庭となっております。

以上、今ご説明申し上げました内容につきまして、審査の上使用許可を出しております。報告は以上でございます。

八木教育長

はい。書き方なんですけど、1行とか空けた方が良いと思います。団体ごとにどこが区切りなのかよく分からないので、次からそうしてください。

ということで、実際にはもう許可をしたものでございますが、これにつきまして何かご質問等ございませんか？

羽石教育長職務代理者

これね、第二きんもくせい保育園は、本番は9月10日ってあるんだけど、雨が降ってもこの日に体育館って書いてあるから、この日にやっちゃって予備日は使わない、こういうことですね？

八木教育長

体育館でやっちゃうということです。

羽石教育長職務代理者      そうということですね。

八木教育長                    はい。ちょっと一見変ですけれども。雨が降っても同じ日とかあるんですけれども、他にもありますけれども。ですから、体育館とグラウンドという風に申請されているところは、雨が降ったら体育館でやってしまうという意味です。

羽石教育長職務代理者      そうですね。

八木教育長                    はい。よろしいでしょうか？

全員                              質疑なし。

八木教育長                    それでは、質疑なしと認めます。

次に、報告第2号「平成28年第2回議会定例会一般質問及び答弁の要旨について」でございますが、これはすでに事前に資料を配布させていただいておりますので、只今より質問を受けたいと思います。

何かご質問はございませんか？

ちょっとすみません。

はい、中井委員。どこの部分ですか？

4-1の「いじめ、非行について」。

中井委員                    4-1のどこでしょうか？4-1の頭ですか？

八木教育長                    奥野副市長が答えられていますけれども、これに関連していないんですけれどもいじめの把握ということで、いずれにしても相談体制の充実ということを副市長が言われているわけですね。これは、前にもいじめをどういう風にやっていくかということで教育委員会でも色々と議論をしたと、こういう風に思います。

中井委員                    いわゆる相談窓口ですよ。あの時も各市によって色々な対策がありましたけれども、例えば、広報誌にいじめがあったときはこの

電話にかけてくれとか、そういう風な広報をやっていこうということが色々と言われていました。それで、今ちょっとこれに関連してホームページを見たんですが、他の市では教育委員会のところに、「いじめのときはここに連絡、相談を」というところがあったんですけども、交野市の場合は、ホームページで学校教育課からいじめ相談、それでPDFをクリックして、PDF資料で「こんなところに相談窓口がありますよ」と、こういう風な対応だったんですけども、あの頃からの議論から見ると、もう少し積極的にいじめの相談をここにしてくださいよと、こういう風なホームページでの情報開示というのが必要ではないかなと思いました。

今、学校教育課のページをクリックして、その中でいじめ対策。そのいじめ対策の中でPDFのマークがある。そのPDFマークをクリックしたらこんなところに相談窓口がありますよと、そういう風なことだったと思います。私が見た時は、これはもう少し積極的に教育委員会としていじめのことを考えるべきだと思います。あの時そういう議論が色々出たと思いますので、そういう検討もしたらどうかと。

言ってる意味分かっていただけますか？もう少し積極的ないじめとかそんなことに対して向こう側からアプローチ出来るような体制を作ることが必要ではないかなと思います。そういう議論をあの時したと思いますので、よろしく願います。出来れば要望と言いますか、していただければなと。もう1度ホームページから検討していただいて。

ただ、ちょっと交野市教育委員会のホームページ自身も明確なホームページではなくて、いわゆる新着情報だけがずっと出るような教育委員会のホームページですよね。いわゆる教育委員会のホームページとして、もう少し工夫がいるのではないかなと。いわゆる教育委員会の管轄の教育総務と学校教育部の新着情報だけが教育委員会のところにずらずらと並べてある。

例えば、他の市であれば、教育委員会とは何ぞや、教育委員会の役割、点検評価とかそういうようなものがホームページに載っています。そこから教育総務とかそういうところに行く。その中に、今言いましたいじめの問題とかを開示していけば、教育委員会としての1つの情報発信になるのではないかなと思います。

これは教育総務の方の課題かもしれませんが、ホームページを1

度確認してください。

松下室長 確認させていただきます。

中井委員 他のところを見ていただいて。それと、もうあと1点よろしいですか？

7-2の教育行政。学校図書館支援事業について八木教育長が答えられている分です。その最後の4行と次のページの5行ですね。

八木教育長 一般質問の最初の分ですね？

中井委員 そうですね。

ということで、前段はまた学校図書館と読書センターの云々の話で非常に我々自身も当初の目的で納得できる話なんです、その次のページですよ。その次のページで、「現在、学校司書の配置がなくとも、学校パワーアップ事業として図書館アドバイザーを月1～2回学校に招き図書館ボランティアへの助言などを行っている学校がある。そしてその成果を展開する。」と発言されています。

これは、実は読書推進計画を平成27年に作りましたよね。その時の1番最初の推進計画を作ろうという問題提起というのは学校司書の問題だったのです。

読書推進計画を策定されている市があったところの中で、平成22年か23年頃に、学校司書を置く効用から、これは前山本教育長との話ですけども、割と学校図書館において学校司書が必要であると。これは、法律では設置は義務付けではありませんが、学校司書の重要性というのは言われてきています。努力目標で学校司書を置くということで。

ただ、当教育委員会の場合は、予算的な問題でなかなか学校司書が置けないということがあったと思うんですよね。その辺の中で、ここに書かれている、「学校司書の配置がなくとも、学校パワーアップ事業として図書館アドバイザーを月1～2回学校に招き図書館ボランティアへの助言などを行っている学校がある」ということと、今現在の読書推進の中で、学校図書館の効用、その中の学校司書の役割。それと、毎年毎年のビジョンが28年度ビジョンにも学校司書の必要性というのは謳っていると思うんですよね。

そういう意味で、今まで我々は、「出来れば学校司書を置ければ良い」と言った思いのニュアンスではちょっと違うかなと思いましたが、その辺のところを検討していただけたら。多分、読書推進の基本計画と毎年毎年のビジョンの学校司書の役割。これのいわゆる学校の読書活動、言語活動における学校司書の必要性ですよね。その辺のところとちょっとズレがあるかなと思いますので、もう少し事務局内部で整合性をもっていただく必要があるのではないかなと思いました。

いわゆる学校司書を置かなくて、図書館アドバイザーで本当に代替できるのか。そういうところを議論しなければ、今後学校司書を我々交野の小学校に配置していくと、そういうところが読書基本計画にも教育ビジョンにも謳ってるわけですよね。そういう風に私は理解していますけれども、その辺との整合性がどうなっているのかちょっと今答えていただいてよろしいでしょうか？

それと、全般的に生涯学習推進部長もお答えになっていますけれども、基本的には、我々は読書推進計画を27年に教育委員会から作っているわけですよね。その根本は、学校において言語活動が非常に重要であるということに読書推進計画が結びついているということです。もう少し読書推進計画をアピールしていただいて、その中で事業の事業目標を明確化して達成していくということを色んな所でもう少し強調していただけたらと思いますが、いかがでしょうか？

以上です。

北田部長

学校司書の予算そのものは学校教育部ではもっていないので、あくまでも本庁の方が司書の予算をつけるという判断がない限りはつけられません。

今、中井委員がおっしゃったように、学校司書は大切だということですので、学校パワーアップ推進事業の方でとりあえず一旦司書がなくなった学校においても…。

実際のところ、学校司書の資格をもった方をアドバイザーとして呼び寄せていますので、形上ではアドバイザーという名前ですがけれども、学校司書の役割を果たしてもらえるような形です。お金がつけば良いですがけれども、つかなくてもせっかくここまで進めてきた主観整備ですので、そういう流れでボランティアさんもたくさん集

まっていますので、ボランティアさんも育成しながら何とか今のレベルを維持していきたいという思いでさせてもらっています。

中井委員

ちょっと議論したいんですけども、学校司書の役割というのは、法律でもなかなか明確化されていませんが、基本的には司書教諭というのがおられますね。法律では司書教諭ということで。その方が中心になって、学校図書館の活用とか図書館を使った勉強とかそういうものやっつけていこうということですよ。

ところが、1番の問題は司書教諭が担任をもっておられるから、リーダーシップをとってなかなか出来ないと。それで、読書推進計画のアンケートの時でも、読書推進計画を含めてなかなか不十分であるということだったわけですよ。

それで、国の方では学校司書という位置づけを意味づけたんですよ。どこが重要かという、先生が相談できると。先生はなかなかボランティアには相談できないけれども、司書教諭にも相談できないという中で、学校司書が先生の相談相手となってということで、読書推進計画にも教育ビジョンにもそういう風な位置づけで明確化されていると思います。

そういう意味で私が疑問に思っているのは、学校司書とボランティアは本当に代替になり得るのか。学校司書という名前が必要なのではないかなと私は思ってるんですけども。先生方が相談するという意味では理想の話ですよ。

そういう意味で、基本的な読書計画にもある、教育ビジョンにもある、それから今北田部長がおっしゃった予算がなかなかつかないということですけども、基本的には教育ビジョンというのは達成目標でやっていくわけですから。

それと、ぶっちゃけた話どうしてこの問題が始まったかと言うと、昔、私は滋賀県の草津市長のお話をお聞きした時に、平成22年に学校司書を全校に配置して教育成果が上がったということを非常に自慢されたんですよ。それで学校司書の存在とか読書推進計画の必要性をスタートしたという経緯がありますので、やはり学校司書というのは特に私の場合はこだわりがあると言ったらおかしいですけども、やっぱり意味づけというのは大切だと思います。

ちなみに、その時は890万円で小学校13校と中学校6校に学校司書をすべて展開したと、そういうことを市長が自慢されて、そ

れで私もヒアリングに行って、あの当時前山本教育長も確か教育委員会のヒアリングに行かれたと思いますけれども、そこからこの読書推進計画や色んなことがスタートとしたという経緯がありますので。平成22年の話だと思いますけれども。

ということで、出来れば学校司書にはもう少しこだわっていただいた方が良いのではないかと、こういう風に思います。

以上です。

八木教育長            はい。他に何か。

羽石教育長職務代理者    学校司書ね、各学校ごとに置ければ非常にベストだという話をしたことがあるんですが、交野の場合、やはり色んな意味で財政困難という中で、交野としては全部に学校司書を置けない。ならば、それに代わるものでうまく適応しなければいけないということの中で図書館アドバイザーができて、図書館の図書のボランティアというのでできる。少しでも良くしようという流れの中で、交野としては出来る限りをやろうという、そういうことでやったつもりです。

これは、やはりどこに重点を置くかというバランスの問題であろうと私は思っているんですが、図書館アドバイザーも学校司書も司書資格がある人がお手伝いをやっているということで、むしろそういう方々に先生方がもっと相談しやすいような環境づくりをやっていくということの方がもっともっと大切なのではないかと思えます。

むしろお金がつかないからなかなか難しいというよりは、今できる中でもっとそれを発揮できるような方法を皆で考えてやるということも1つは有用だろうと、こういう風に思います。

中井委員            この図書館アドバイザーというのはボランティアですか？それとも有料ですか？

北田部長            有料です。

中井委員            どのくらい払っているんですか？

北田部長            1時間900円強だったと思います。

中井委員

おっしゃるとおり、お金がなければ何もできないということですが、ただ草津の場合も1人の人間が常駐ではなくて、外部委託ということでした。900万円というのは、人件費1人分ですよ、大体ね。まあ1.5人にしましょう。

ということで、例えば、司書教諭1人分くらいの人件費で外部委託して全校にということですから、そういう風な工夫もされているということです。色んな工夫をされて、それで図書アドバイザーでそれを代替したということでしょうけれども、本当に良いのかどうかということを議論しなければ、どうして学校司書という名目の中でやっているのかということも議論していく必要があるのではないかと思います。

議論していただければ良いと思いますけれども、「ただお金がないからこれでやっています」というのは、ちょっと違うのではないかなと思います。

以上です。

八木教育長

はい。他に何か質疑はございませんか？

亥埜委員

いいですか？

八木教育長

はい。

亥埜委員

トイレの洋式化について。

八木教育長

どこですか？

亥埜委員

全体的にトイレの洋式化についてです。たくさん書いてあるのでどことはないんですけども、和式はもうなくす方向なのかということと、もう1つが8-1ですかね。

8-1の三浦議員が質問して北田部長が答えている、地域の方をゲストティーチャーとしてということなんです。ゲストティーチャーの一例というか、どこの学校にどんな方が来られたということをお聞きしたいです。

八木教育長            分かりました。まずトイレの方からお願いします。

大湾部長            トイレの方は、今現状は洋式化23%程度進んでいます。それを今回3年間で50%強までにはもっていききたいなのを目標にしております。

ただ、予算との兼ね合いがありますので、予算の許す中で1%でも上げていききたいと考えております。

亥埜委員            そうではなくて、学校の中に和式をなくしてしまうのかということですか。

大湾部長            ですから、今の考えでいくと洋式が50%ということなので、和式が50%弱残るとのことです。

亥埜委員            残すんですか？

大湾部長            はい。

亥埜委員            それならいいです。安心しました。今の柔道が弱くなったのは和式が洋式に変わったからだという説があるので。

大湾部長            ただ、実際は目標ですけれども、予算的なこともありますけれども、もう少し上までいけるかなと考えておりますので。でも0にはならないですけれども可能な限り。現場の要望としては洋式が良いという要望が割と多いです。

森脇委員            現場の要望が多いというのは、現場というのは先生ですか？

大湾部長            いえ、学校ですね。先生や子ども達です。特に小さい子ども達は、家では洋式しか使ったことがないという子ども達が多いので、実際に和式はできないという状況があります。

八木教育長            ただ、逆に洋式は嫌だという人もいますよね。直接肌が触れるから嫌だと言う人もいますから、そのところはやっぱり難しいんです。どちらも100%というのはしない方が良くと思います。

森脇委員           今更なんですけれども、ものの考え方なんですけれども、現場の要望を聞いて、そうですかと言って要望が多いから聞くというのは教育の在り方としてはどうなんだろうと思って。

大湾部長           そんな単純な話でおしまいなわけではないんですが。

森脇委員           いや、分かるんですけれども、時代の流れであるとかそういうことではなくて、どうして洋式化にするのかということから目的をしっかりさせないと。皆がちゃんと分かって、「こうした方が子ども達にとって良いんだ。だからこうするんだ」ということがちゃんと答えられるような状況の中で押し進めていくことがすべてにおいて大切であって、学校なので子ども達のためにどうするのが良いのかということが大人が考えることなので。

                        そう思われませんか？

大湾部長           思います。森脇委員のおっしゃるような意見も当然ございますので。ただ、トイレについてはかなり前から要望があったということもあって、今回この3年間で先程も申し上げましたように50%強を目指してしていこうという話です。ですから、そんなに安直にしますよという話ではありません。

森脇委員           例えば、和式のやり方が分からないから洋式にするんだということがもしあったとしたら、和式のやり方を教えたらいと私は思うんですよ。教えたらしめいだと思うんです。

                        だから、そこを外して学校ではこういう目的のために和式を残しているんだから、教えるからこうしましょうという目的をはっきり子ども達に示しておけば、子ども達も、「自分達のために大人はそうやって考えてやってくれているんだ」ということが理解できれば文句は出ないですよ。すべてにおいてそういうことだと思わなくていいですよ。

中井委員           教育観の相違ですね。でも、教育委員会の1つの要件として、住民のニーズを聞く。それと、学校、子ども、先生のニーズを聞いて教育行政を作っていくということであれば、今おっしゃったように学校現場の中でできるだけ洋式化して欲しいという意見というの

は、やっぱりそこで和式体験も必要だというのもどこまで強制的に学校側に押し付けられるかということも我々教育委員会としては判断しなければならないですよ。

大湾部長                   そこは事象によりけりだと思います。ただ、トイレに関して言うと、家庭では和式があるということはほぼ皆無になってきているような状況がありますので、社会的に見てもやっぱり洋式ということになってくると思います。

森脇委員                   全部分かって言っているんですけども、ただ考え方を言っているのであって、「和式に下さい」ということを言っているわけではないので誤解しないで欲しいんですけども。

八木教育長               私は思うんですけども、物事の決め方で、例えばイギリスのこの前の国民投票みたいに51%と49%の挙手があって決めたわけですよ。ああいう決め方もありますよね。

だけれども、例えば、今のトイレの話の中で多数派は確かに洋式だと思います。洋式化が良いと言っています。だから100%にして良いのかという話ではないと思うんですよ。例えば、和式が良いという人が3割いるかもしれないですよ。洋式が7割いるかもしれないです。だったら、学校のトイレを3割和式に残して、7割洋式にしようというのも1つの考え方ですよ。

どうしてもどちらか選択しなければいけないときというのは確かにあるかもしれませんが、灰色の決着が出来るものは灰色の決着をしても良いと思うんですよ。トイレの話なんかは正に灰色の話だと思いますので、その辺は自治体に合わせた判断というのは必要かなと思います。

森脇委員                   やっぱり清潔ですよ。トイレもみんなが行きたいと思うような。和か洋かが問題ではないと思います。清潔で行きたいトイレ。

亥埜委員                   洋式は壊されやすいですよ。便座が割れたり、洋式の蓋の上に乗って割ったりしているケースを見たことがあるので、その辺でメンテナンス料がかかってきますよね。

- 森脇委員                    そういうこともあるんですね。
- 亥埜委員                    注意していけば良いんですけどもね。トイレを大事に使うように。
- 中井委員                    トイレの問題は分かりやすいから議論が盛り上がってますけれども。公共施設や駅なんかでも、やっぱり和式は残すというようなことで、先程教育長がおっしゃったような感じで和式トイレというの  
は残しています。  
ただ、一方ではユニバーサルデザインの問題もありますから、障害者が使いやすいトイレということで。難しいですよ。
- 羽石教育長職務代理者    4－1の最後の…。
- 北田部長                    すみません、ゲストティーチャーのことについて申し上げます。
- 羽石教育長職務代理者    はい。
- 北田部長                    ゲストティーチャーに地域の方をということで、特に小学校なんですけれども、例えば、昔遊びの指導に来ていただくとか、あとは農業体験ですとか、読み聞かせをする読書の指導ですとか、そういうスポット的に来ていただくというのがゲストティーチャーになります。  
中学校の場合は、ほとんどクラブ指導になりますけれども、小学校の場合は授業に来てもらうことをゲストティーチャーと呼んでいます。
- 八木教育長                ゲストティーチャーはよろしいですか？それで。
- 亥埜委員                    はい。何か出来ることがあるかなと思って。
- 北田部長                    それこそ職場体験など、中学校で言えばゲストティーチャーになりますので。
- 羽石教育長職務代理者    関連質問で1つ。今特に中学校なんですけど、クラブ活動がありま

すよね。これは、4-1にもありますね。4-1の再質問の⑧、⑨、このあたりです。そして、今のゲストティーチャーのあたりにも関係するんですが、やはりこの質問の中にありますように、そのクラブの専門の先生がいれば1番良いわけですが専門の先生がいなくて、子ども達がクラブをやりたいというときに、やはり先生の負担が非常に大きい。専門性があるにしても、先生の仕事というのは非常に増えていますよね。その先生が本来やるべき仕事の他にもクラブ活動の指導があります。これも本来やるべき仕事に入っているかもしれませんが、その辺りで非常に先生方が疲れ切ってしまうというようなことになっているように思うんです。

そんな中で今亥埜委員が言われるように、ゲストティーチャーとか地域のボランティアで教えていただけるような方をもっと学校に招き入れるというようなことを積極的に行えないものかなと思うんですよね。

ただ、その時に最終管理責任というのは顧問の先生がならざるを得ないというのはよく分かるわけですが、その辺の管理責任というのと実際に指導するコーチ的な方、その辺をどういう風にしていったら良いのかというマニュアルのようなものが出来上がっていけば、もっともっと地域のそういう方の手助けというのも得られて、子ども達の課外活動というのももっと活発に進んでいけるのではないかなと思うんですが、その辺のお考えというのはいかがでしょうか？

北田部長

今でも年間490回ぐらいは4つの中学校で外部からもクラブ出張で来ていただいているんです。もちろん報償費をお支払していますので予算の関係もあるんですが、やはり学校の先生方が、「クラブは自分でしたい」という先生方が多いんです。

例えば、授業ではこんな顔しか見せないけれどもクラブ活動中はこういう顔が見られるとか。そういう意味で見ると、世の中では教員の負担とか言いますが、教員の多くは、クラブも含めて子ども達の指導にあたりたいという思いをもっていますので、月に1~2回ぐらいに専門的なコーチをしてもらう分には良いんですけれども、ずっと入り込まれてしまうと、今度は顧問として、教員としての子ども達への思いとコーチとして技術を上手くしたいという方との行き違いもありますので、その辺でなかなか。

実際もっと入ったらどうやというご意見もあるんですけども、教員としてみたらある程度自分の思いをしたいというのがありますので、その辺で今のような回数になっております。

羽石教育長職務代理人 先生の方もある意味では喜びを感じつつやられているという風に中学校では理解して良いんでしょうね？

北田部長 もちろん負担はあると思うんですよ。あると思うんですけども、この夏の暑い中休みになっても朝からクラブを今もやっていますから。それは、やっぱり教員達が自分達で何とかクラブをやって、もっと子ども達を喜ばせたいという思いがあるからです。

羽石教育長職務代理人 あと、小学校はどうなんでしょうか？同じような面で。地域のお手伝いというのは。

北田部長 小学校は割と地域の方に様々な方向で入ってきていただいていると思うんです。それこそゲストティーチャーもありますけれども、先程の図書ボランティアもそうですし、花壇整備とか校内の清掃とか様々な形で地域の方に来ていただいていますので、割とそういう意味では地域の方に入ってきていただいています。

羽石教育長職務代理人 はい、ありがとうございます。

あと気になっていたのが、4-1の再質問の③の1番下なんですけど、ここはSNSの子ども達に対してどのような使い方の教育をというような質問の内容なんですけど、1番下から3行目に、「児童・生徒によっては、SNSでしか教員とつながることができない、という状況も出てまいります…」とありますが、こういうような児童・生徒さんと教員がつながる手段としてSNSしかないんだという実態というのは、実際どういうケースになるんですか？

北田部長 学校に来づらい児童・生徒になります。

羽石教育長職務代理人 やっぱりそうなんです。

北田部長 はい。顔を合わすのは一切出来ないけれども、そういうスマホ等

のやり取りだったら出来る、という子どもが数は多くありませんが実際はおりますので。

羽石教育長職務代理者　　そういう子ども達の教育というのは、どういう風に考えていったら良いんでしょうね？実際難しいと思うんですよね。

だから、今の公立の学校の中でこういう子たちがどういう風に。今後増える可能性もあるような気もするんですよね。色んな心の問題とかそういう問題の中で。何かどうしたら良いんだろうかという、そういうお考えはされているんでしょうか？

北田部長　　SNS だから云々ということはないと思うんです。ただ、変な話事例で言えば、不登校気味の子どもところに担任が駆け込んで行った。前に子どもが座っているけれども子どもは一切喋らない。でも、LINE でだったらその子どもも LINE で答える、とかそういう例もあるわけですので、SNS が理由で不登校になったとかだったらまた話は別ですけども、不登校でこれまでだったら一切口も利かなかったような子どもさんでも、その道具をある意味有効に使えばコミュニケーションのツールには出来る。

そういう方法もあるんですが、実際は、教員と個人的な生徒とのやり取りはダメですというのがこの答弁の主旨なんです。

羽石教育長職務代理者　　そうですね。

北田部長　　はい。ただ、そういう例もありますので、100%それを切ってしまうということは現状では難しいということなんです。

羽石教育長職務代理者　　こういう子ども達というのは、保護者と先生との連絡というのは出来ているんでしょうかね？

北田部長　　それもまちまちですけども、保護者と教員がこんなことをしているのはまずないですけども、保護者とは当然連絡はさせてもらいますけれども、ただ、保護者と子どもさんとの関係でなかなか大人に対して心を開かない子どもさんがいますので、そういう場合に SNS が有効に活用できる場合もあるという状況です。

羽石教育長職務代理者 上手く活用出来る、そのコミュニケーションをとっていけば良いんですが、1番大切な教育というのはちゃんと出来ていけるのかというのが心配だなと思って質問したんです。

北田部長 1つのきっかけですのでね。そこをきっかけにして、子どもと教員、あるいは子どもと大人の心が開くというきっかけになればと思うんですけれどもね。

羽石教育長職務代理者 大変な時代に色々となっていますので、また宜しくお願いします。ありがとうございます。

中井委員 いいですか？

八木教育長 はい、中井委員。

中井委員 先程の羽石教育長職務代理者のご質問の関連なんですけれども、非常に重要なことだと思いますので。

結局、地域と学校との関係づくりですよ。これが今教育委員会に対して非常に求められていて、私も学校支援本部、それから支援本部の発展形につきまして何回もご発言をさせていただいていると思うんですけれども、基本的には教育委員会に求められる点は、「学校を核として、地域も社会も様々な人々が子どもの教育のために力を出し合う協働の関係において、継続的に子どもと関わるシステムを作りその活性化を図ること」と、こういう風な教育委員会に対して要請がきているわけですよ。このベースは、やっぱり国の振興基本法、もう1つは教育基本法だと私は思うんですけれども。

その辺の中で、生涯教育も社会教育に係る部分が非常に重要だと思います。その辺の中で、1つは北田部長の「クラブを先生がやりたい。やらなければならない」というのは、もちろん学校教育の一部だと思うんですけれども、一方現実では色んなアンケートの中で、「クラブ活動に先生が時間をとられて」というアンケートもあるわけで。やっぱり文部科学省の方も、それに対してどうやったら補完できるかというシステムを考えていってるわけだと思うんですよね。

当然先生方の思いは思いだけでも、先生方にされているとは思

うんですけれども、もう少し本来の勉強に時間をあてて、出来るだけクラブ活動の負担を軽くしていこうという一連の流れもあることも事実だと思いますよね。その辺の中で考えていかないと、「いや、先生方はクラブを一所懸命やっておられるから現状はこのままで」、「ああそうですか」という美談の話だけで終わらせたならダメだと思います。

この教育委員会に対して、教育コミュニティーづくりの活性化というのが求められているということなので、今後生涯学習の色々な検討をする中で学校教育の中での地域との関係というのは、いわゆる交野市らしさを作っていく必要があると思いますので、先程のクラブ活動の学校支援もそうだけれども、それ以外の図書ボランティアの支援も、やっぱり1つのシステムの問題でどうやって解決していくかということも今後とも我々勉強しなければならない部分ではないかなと思っていますので、宜しくお願ひしたいと思います。生涯学習の計画を作る上でも必要かなと思います。

八木教育長

ご存知かどうか分かりませんが、つい2～3日前の朝のテレビで先生の残業時間が極端に増えているというニュースがございました。

中井委員

そうですね。

八木教育長

1ヶ月で大体40何時間だったかな。1週間で40何時間だったかな。とにかく随分な時間だったと思います。ある先生の例が、やっぱり中学校の先生でクラブもやっている先生が、朝7時に家を出て、家に帰るのは24時とか25時という先生の話が出ていて、もう本当に疲労困憊しているという話が出ていました。

そこで、実はその時の文部科学省が今のクラブなんかの負担を軽減しなければいけないという話の中で出てきた話なんですけど、今話題になっている外部指導者をたくさん入れれば良いんだという風に言っていたけれども、私はずっと聞いていて、自分自身も中学校の教員あるいは校長もやっていて、上っ面な論議だなと思いました。まったく現場が分かっていないと。先生の気持ちも分かっていないと。先生の気持ちは先程北田部長が言った通りですが、私もそういう風を感じた時もありました。正に本当に授業中にガツンと怒った

奴をクラブの時間に救うとかいうことは良く使う手ですので、本当に現場に立って話をしないと、文部科学省の役人なんて所詮この辺で話をしているだけで全然現場が見えてないなと思いました。

何よりも大変なのは、先生に今負わされている仕事が多すぎるんですよね。ですから、その先生も自分で授業そのものがちゃんと出来なくなっていると。でも、家に帰ったら疲れて寝るだけだと。それは朝7時に出て24時や25時に帰ってきたらあとは寝るしかありませんからね。

だから、そんな状況の中でやっぱり1番簡単なのは、先生が4～5人に1人くらい余計に人を置いてあげないと計算が合わないなと。1.3倍くらいにしないといけないなというくらいですけども、そんな気は文部科学省はないわけで。その中で何とかしろと言ってるだけの話なんですけれども。ただ、そんなことは言っても無理なわけですから、出来ない中でどうしてあげたら良いのか。やっぱり現場の先生の意見をしっかり聞いて判断しなければいけないと思います。

あと、先程羽石教育長職務代理者のお話の中であった SNS の話で、保護者と先生がまさかメールをやってるような人はいないよねという風に北田部長はおっしゃいましたが、私が校長の時にそういう保護者がいました。一切電話はしません。すべてメールでやりとりします。私が校長の時なので数年前です。第4中学校の校長の時ですから、メールが世の中に出始めた時にそういう人がいました。理由は、すべて証拠を残したいからでした。電話では消えてしまいますからね。すべて証拠を残したいからメールでさせていただきますと。私からもメールで言いますから、全部メールでお答えくださいとおっしゃいましたから。そんな人も十分昔に出現していましたので、そういうこともこれから起こるかなと思います。ちょっとそれは色んな意味でクレーマーの方でしたけれども。だから、こんな時代が始まってしまってるなと思います。

中井委員                    今、PTA との連絡はほとんど携帯でしょ？一斉連絡。

八木教育長                色んな緊急時の話はメールで。

中井委員                    緊急時も含めてね。

八木教育長 PTA もあるよね。

中井委員 PTA の連絡なんかはメールじゃないんですか？

北田部長 すべてがすべてではないと思います。ただ、特に小学校はほぼ緊急の時はメール配信しています。

中井委員 そうですよ。もう家庭電話がないところがたくさんありますもんね。

北田部長 はい。

八木教育長 他に何かご質問ございますか？

森脇委員 遅くなって申し訳ないんですけども、給食のことなんですけれども、給食センターのことが8番のところにずっとたくさん質問があるんですけども、実は確認したいのは、「アレルギー対応のものを減らす配慮・工夫を行っております」と書いてあるんですけども、それはアレルギーを持っている人に対してだけですよ？「アレルギーを持っています」と申請した人に対して、「小麦や牛乳、卵を使用しない製品を提供する等、アレルギー反応の要因となる食材をできるだけ減らす配慮・工夫を行っております」と書いてありますけれども。

大湾部長 それは現状です。すべての人ということ。今は特にアレルギーの人だから特別なものを作っているということはありません。牛乳を断るとかパンを断るといのはしていますが、例えば、マヨネーズだったら卵を使っていないものを出すとかですね。

森脇委員 それは全般に対してそういう工夫をしているんですか？

大湾部長 はい。卵アレルギーなどについては、使わなくて良いのであれば出来るだけ代替のもので対応していくということです。今現状でやっていることです。

森脇委員 全体に対してなるべく使用しないようにというのは、全く使用しないということではないでしょ？

大湾部長 今はすべての給食に対してやっていくということです。

森脇委員 でも、卵を使用するのを減らすというのは大変ですよ？

大湾部長 ですから、そういった色々な製品がありますので、栄養士の方が探してこられたりしてどんどん増えていっているという流れです。

森脇委員 それはアレルギーを持っている人達のためというわけではなくて、それが全般に対してもアレルギーを起こす可能性があるものは…。

大湾部長 アレルギーを起こす可能性があるものは、出来るだけ使わないことにこしたことはないというものについては、使わないものを選んでいくということを今でもやっていますよ、というのがこの答弁書です。

森脇委員 それは、小麦とか牛乳とか卵が一般の私達にとってもあまりよろしくないという判断のもとにそういう風になっているということですか？

大湾部長 一般のというか、アレルギーの方もたくさんいるので、使わなくても代替があるのであればそれを使っていこうということです。

森脇委員 それは悪いということではなくて、アレルギーの人のためという考え方ですよ？

大湾部長 アレルギーの方もいらっしゃるからということです。

森脇委員 そうなんですね。何が言いたいかと言うと、アレルギー対応をずっと一杯書いてあって、アレルギーを持っている人達のためにどうするのか。もしものことがあっては責任問題になるので、そうならないようにする対策をしていますかということを一冊書かれてあ

て、もちろん対処としてそれは絶対必要なんですけども、皆さんもご存知の通りここ何十年にわたって増え続けているわけですよ、アレルギーの子ども達が。これが現実ですよ。私達が小さい時はほとんどなかったんですけども、増え続けている原因は何かと考えた時に、これからもそこを考えずにアレルギーを持っている人達のことだけを考えて省こう、要請を聞いて何点が省いていく特別な給食を作ろうと。そのことだけをやっていただけでは、なくなるところか今後もアレルギーは増え続けていく可能性がありますよね、このグラフで言うと。今までの現状を見れば。

だから、どうしてそのアレルギーが増えてきたのかということを考えていたり警鐘を鳴らしたりすることを、これからの子ども達に広めていく役割が給食というところにすごく出来るのではないかなと私は考えるんです。

大湾部長

食育全般という意味ではそういうところはありますので。給食センターというのは給食を提供するというのがやっぱり主の仕事になってきますのでね。だから、今おっしゃったような話というのは、給食センターだけでできる話では絶対ないと思いますし、そういう視点は当然あると思いますけれども。

ただ、今回の件で言うと、給食を提供する給食センターとして今現状アレルギーがあるから給食を食べられない子が実際にいるよねと。そういう子も一緒に給食を食べるというのも食育でもあるし、学校活動でもあるということで卵の除去食から始めていきますよという準備をしていきますというようなことです。

森脇委員

給食センターは出来たばかりなので、ちゃんとそういう風なことが整っていないとかまだこれからだということも書いてあるので、それは分かるんです。まだ出来て間もないので。

ただ、その方向性ですよ。これからどういう方向に向かっていくのかということは、やはり皆が認識して、今はまだ出来ていないけれども「こういう方向性に向かっています」というのが大切だと思うんです。

あれだけ立派な給食センターは、安心・安全な給食を提供するだけで必要じゃないと誰もが思うわけです。あれだけの立派な建物とお金をかけて予算が与えられたからと言って。でも、そこには、こ

ここに最初に書いてある食育のことであるとか市民がそこに集える場であるとかということを提供して、そこに活用していくためにあの施設が作られたんだということも言ってらっしゃるわけだから、やはりその方向は外せないと思います。その目的のために作られたのであって、大湾部長が今おっしゃったような安心・安全な給食を作るためだけでももちろん作ったわけではないということは聞いていますので。

だから、その方向がどういう方向なのかということは、大きく言えば食育であったり。食育って何のためかと言うと、子どものこれからの健康。具体的に言えば、「アレルギーをなるべく起こさないようにするような食事ってどんな食事？」ということを経営に広めていくとか、親御さんにそれを認識してもらおうとかということを経営にやっていくことです。

もちろん、今大湾部長がおっしゃったように、給食センターだけで出来る話ではないのは誰もが分かっていると思うんですね。社会全体で考えていかなければいけない問題だけど、給食センターとしてはどういう風にそれを取り組んでいくのかということだけを考えれば良いことであると思うんですよ、他のことは別に考えなくても。給食センターとしてどういう風にそれを取り組んでいくのかということが大きな役割だと私は思うんです。

だから、それは学校の義務教育の中で毎日与えられる給食の中身というのは、考え方が出ます。食べ物に対する。食育基本法というのがありますよね。その食育基本法に則って給食というのは提供されなければならないというのをちゃんと認識して、それは給食だけじゃなくて家庭の食事は絶対外せないという中で、家庭教育、食事教育を給食センターでどう行っていくかということも含めて、これからの活用を真剣に考えて、あれだけのお金を使った価値を出していかなければもったいないと思います。

聞いてくださってます？

大湾部長

ちゃんと聞いております。

今の話で言うと、食育ということとはとても重要だと思っているんです。これから健やか部においても食育の計画もありますので、そういうことも含めて今後やっていこうかなと思っています。

今度だったら、イングリッシュクッキングとかということを経営

センターに来てもらってやるかという施設があるので、ああいう施設があるので見てもらって食育をやっていくというのも給食センターにも考えていただいているところです。それをどんどんやっていきたいなと今思っております。

ただ、今森脇委員がおっしゃっているアレルギー対応というところについては、給食センターとしてもなかなかすぐには難しいかなというのは実際思っています。ただ、アレルギー食を提供していくことについては、当然我々もしていきますよね。アレルギーの子どもを減らしていくということについて言うと、なかなか給食センターだけでは出来ないことがあります。

今のお話の中では、食育については当然我々がやっていくことが使命だと思っていますので、やっていきます。アレルギーについて言うと、考えにないわけではないんですが、なかなかすぐに「はい、やります」という返事は無責任には出来ないかなということで聞いておりました。

森脇委員                    そうなんです。方向性の問題なんです。それと、それに対する重要性と思いの強さの問題だけだと思います。

中井委員                    追加でよろしいですか？

大湾部長                    はい。

中井委員                    今、森脇委員と思いが一緒ですが、我々教育委員の研修会ってあるんです。

大湾部長                    はい。

中井委員                    教育委員会事務局のチェック機能を果たせと言われて、教育長と教育委員会事務局のチェック機能をもっと果たせということで色々な勉強を我々はさせられています。

その中で、教育委員の研修会に武庫川大学の先生が来られて、食育の大切さ、その前に学校以前として家庭の食育教育とかその大切さをお話されました。そんなことをベースにしての話で、我々教育委員会についても食に関する指導の充実を求められているわけです。

よね。そういう意味で、給食センターがその担当かどうかということも決まっていない。交野の食育をどうするかということをお我々は相談していない。それ以前の話ですよね。今ビジョンの話をおっしゃったけれども。

やはり、交野の食育をどうするのか。その中で給食センターの位置づけ、それと食育教育。学校の栄養士の先生方と今森脇委員がおっしゃったような先程のシステムの話ですよ。食育に関してやっぱり求められているわけだから、そういうシステムの中で検討してあって、その中で給食センターの位置づけを明確にしていけないことには。今位置づけも明確ではないのに、給食センターにやれやれと言われても、なかなか難しい部分はひょっとしたらあるのかなと私は思いますけれども。

ただ、森脇委員の思いと我々教育委員の思いと、生涯学習も含めて色んなところで現実と進め方の問題でギャップがあるかもわからない。今の食育に関してはそういうことだと思います。我々は武庫川の先生から、「いかに食育が大切か」、「食育でアレルギーは防ぐことが出来る」と教わりました。それはまさに生涯教育ですよ。家庭での教育と、そういうことを聞いているから、今森脇委員も私もそういう思いがある。

ところが、交野ではその食育教育をどうするかということがなかなかこの場でもあがってこないということなので、これを契機にそういうことを考えていったらどうですか？非常に私も重要だと思いますので。そんな感じですか？森脇委員。

森脇委員

ありがとうございます。

羽石教育長職務代理者

よろしいですか？関連で。

8-2の三浦議員の質問で、教育長がお答えになっているんですが、このページの裏面ですね。アレルギーの対応食のところなんです。安心安全を確保するルールを明確にした」と書いてあります。次なんです。学校給食における食物アレルギーの対応マニュアルの策定が必要であり、現在その作業を開始しているところとあります」と書いてあります。これは非常に重要なこととありますが、新しい給食センターを作るときにも、「アレルギー対応食に十分答えられるようにしますよ」という大きな看板を掲げてあれをつ

くったわけですよ。

ですから、ハード面とソフト面と分けて考えると、こういうようなソフト面というのは、ハード面に並行しながらでも十分に考えられたはずであろうと思いますので、いささかこういうようなマニュアルの策定が出来ていなかったのかということ、私はこんなだったのかという気持ちが少しあるんですが。

森脇委員

そうですね。

羽石教育長職務代理者

この作業を開始しているというのが書かれていますが、大体いつ頃までにマニュアルを作る予定にしているんでしょうか？

大湾部長

ここで言うマニュアルというのは2つあると思うんです。給食センターできっちりとした安全な給食を作るということと、それを実際配送して子ども達が食べるまでどのように管理するか。また、その給食を食べている場で、間違っても他の友達の分をおかわりで食べたりしたらいけないという部分ですよ。それと、仮にアナフィラキシーを起こした場合のエピペンなんかをきっちり打てるようにするという緊急的な対応とか、そういうマニュアルを作っていくかなければいけないかなと。

施設としては出来ておりますし、今栄養教諭の方もいらっしゃるということで、今回については卵の除去食ということですので卵を入れる前にとってそこで調理するということになりますので、その部分については概ね了解は得られるだろうと思っております。

ただ、給食を作ってから子ども達が安全に食べるまでのマニュアル部分に大きな課題がありますので、そういうところを今進めていると。時期的なところで言いますと、広報なんかにもありますように秋以降に提供していきたいと考えておりますので、今実際給食センターの方で素案を作ってそれを学校の先生や校長先生と議論を始めたところでございますので、概ねマニュアルとしては秋以降ぐらいに出来てくると思います。

実際の提供にはもう少し時間がかかります。誰に提供するのか、この子に提供しても大丈夫という確認も含めてやっていかななくてはいけませんので、大体年明けぐらいになってくるんじゃないかなと思います。

羽石教育長職務代理者 あとね、もう1つは、そのあとの8-2の再質問③のところに載っているわけですが、その1番下ですね。

三浦議員の質問で大湾部長が答えておられますが、「緊急事態も想定した学校における非常時対応の体制整備も必要となる」と書いてありますが、やはり先程の話の中でマニュアルの策定と流通。食べるところまでのというそのお話のその後のことも関係すると思うんですが、誤食というようなものや、実際に何か間違っただアレルギーが出てしまったというような非常時対応の時のリスク管理に対するマニュアルというのは、どの程度今進んでいるんでしょうか？また、それはどういう風に今後考えているんでしょうか？

大湾部長 食物アレルギーで恐ろしいのはアナフィラキシーショックということで、実際に学校でもエピペンを子どもが学校に持参して預かっているところもあるんです。でも、そういうところについては概ね先生達もどうするかというのは分かっておられるんですけども、今回学校給食でこういったアレルギー対応食を提供するにあたって再確認という意味でマニュアルの中に含めたいと思っております。

今現状でもそういう学校では対応しておりますし、そこについてはすべて消防とも連絡を取り合って、こういう生徒がいますよという連絡体制も毎年とっておられますので、この部分についてはその再確認ということになってくるのかなと思います。

羽石教育長職務代理者 そういうようなマニュアルの中に含まれるというのは大変結構なんですけど、父母の方にもそういうようなマニュアルというのは提示されるんでしょうか？

大湾部長 父母？保護者の方ですか？

羽石教育長職務代理者 保護者です。

大湾部長 おそらく、提示と言いますか対象の方については、希望され

る方についてはヒアリングをして、「病院の先生の指導をきちり受けておられますか」という確認もした上で、この子に提供できるということを決めていかなければならないと思っております。

そういうところでの今の情報提供とか聞き取り調査もさせていただきますし、マニュアル自体はおそらく他の市もそうですがホームページなんかにあげるということをやっていると思っております。

羽石教育長職務代理者

是非。私事なんですけど、研修で学生に付いて行って、1度そばアレルギーのある学生が知らずに食べてチアノーゼが出て紫になってしまい、緊急入院をすぐにさせました。何とか命は取り留めることが出来たんですが、親に連絡が全然つきませんで、「責任はどうしますか」ということを病院長から言われました。私はすぐに学長に連絡して、「とにかくお前の責任でいけ、あとは俺がフォローする」と言うだけでした。昼食にそばを食べて病院に行き、親御さんが病院に駆け付けたのは午前1時でした。

私も当然泊まりましたけれども、それはある程度マニュアルが大学で出来ておりまして全教員が持っていたので、我々もそれに合わせながらすることが出来たということがありますので、こういう物は全員が共有することが必要だなと思います。宜しくお願ひしたいと思ひます。以上です。

森脇委員

もう1つだけ良いですか？

八木教育長

はい。

森脇委員

アレルギーって主には牛乳とか卵と言われているんですが、それに対して対応しているということなんですよね。でも、アレルギーって本当にこれからもっと他にも出てくる可能性がありますよね。私はこれがダメ、私はこれがダメというのがあるんですけども、マニュアル作成の時にどこまでは対応しましょうと。

例えば、多いものには対応していると思うんですけども、

でも、個々の希望を聞いていたらキリのない事態になることもありますでしょ。

大湾部長

色んなアレルギーは当然ありますし、やっぱりアレルギーが増えていっているというのもあります。

ただ、それを給食センターで出来るのは、今後どんどん発展していくことだと思いますけれども、まずは卵の除去のアレルギー、卵の除去食を作ってアレルギー対応食を作っていくということから始めたいと思っておりますので、そこに特化したマニュアル作りというので、これが食べるまでの経路も含めて、安全が確認できてきちり運営できるようになりましたよねとなれば、次には例えば、乳製品の除去食もやりましょうということになってくるときに、またマニュアルを改正する部分が出てくると思うんですね。

ただ、今回作っているのは、卵を除去する食を提供しますよと、それをいかに安全に子ども達に食べてもらうかという部分のマニュアルということになっております。

中井委員

今の話をお聞きしていたら、給食センターのサービスの提供側の基本的なマニュアルを作るということの話ですよ。

大湾部長

それと、学校側の実際のところですね。

中井委員

したがって、学校側が校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校への指導体制及び保護者や主治医との連携をどうやって保っていくかということまでは今回そこには入っていないですよ？

大湾部長

そこについては議論はします。

中井委員

議論はする？

八木教育長

今やっているんです。

中井委員

基本的にはどこの学校も大きな流れは一緒だと思うんです。

それを学校独自のマニュアルに改正されるのは、それは良いと思うんですけども、共通的なマニュアルはやっぱり作っていかないと。ルール作りって言うんですかね、そういうところを今進めているところです。

中井委員                   それは先程言われた、給食を持って行って子どもが間違えて食べないようにとかそういうこと以外にも、基本的にはアレルギーについてのマニュアルを、アレルギーの子どもを発見するための体制も含めたマニュアルを作られているんですか？

大湾部長                   そこの部分というのは、もうすでに学校の方である程度されている部分ですので、実際アレルギーがある方についてはこういう管理表でもって管理もされておられますし、今先程申し上げましたようにエピペンを持っている子どもについては学校に預けられてというようなこともやっておりますので。

だから、そこの部分全体を作り直すという意味ではなくて、あくまでも今回アレルギー対応食の給食を安全に提供するというところで。

中井委員                   給食センターとしてね。

大湾部長                   そうです。

中井委員                   ただ、先程羽石教育長職務代理者もおっしゃったように、これを作るときに、「個々のアレルギーを持つ子ども達に対応できる食事を作れます」ということでこの給食センターの計画をスタートしたと、私も羽石教育長職務代理者もそういう記憶です。議事録を見てもらったら何年か前に書いてあると思います。そのためには大きなお金を使ってという認識がありますので、私としては、出来てからそんなことを検討するのかなと、そういう風に思いますけれども。これは皆さんの責任ではないけれども、そういうところが実感であります。

八木教育長               ですから多分、各食器に1人1人名前を書いて全部用意する。

中井委員 前回おっしゃってましたよね。

八木教育長 それを学校に運んで、さらに食べる段階でも隣の子のをつまみ食いする可能性がありますので、それも止める方法も考えないといけないだろうし。低学年とか幼稚園ではつまみ食いになったという事件が起こっていますからね。ですから、かなりその辺難しいですよ。実際にやる現場では。

はい、他に質疑はございませんか？

全員 質疑なし。

八木教育長 よろしいでしょうか？それでは、この議会の件につきましてはこれで報告を終わらせていただきます。

続きまして、日程4 議案第32号「交野市立幼稚園条例廃止に伴う関係規則の整備に関する規則について」事務局より資料説明をお願いします。

中村課長 はい、説明させていただきます。まず、本日お手元の資料、本日配布させていただきました別の資料がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

まず、説明に入ります前に1点訂正箇所がございますので、申し訳ございませんが、「幼稚園廃止に伴う関係規則の整備に関する規則（案）」の1枚目の1番下のところの「第2条」でございますが、「第3条」の間違いでございますので、ご訂正の程宜しくお願いいたします。その裏面をめくっていただきまして、下から5行目のところにも「第3条」とございますが、こちら「第4条」にご訂正いただきますように宜しくお願いいたします。誠に申し訳ございません。

それでは、中身についてご説明させていただきます。平成28年5月23日に行われました、第7回交野市教育委員会定例会議におきましてご報告させていただきました通り、現在の公立幼稚園及び保育所を廃止いたしまして、平成29年4月1日付で現在の公立幼稚園は幼保連携型認定こども園へ移行する

こととしておりますことから、現在施行しております規則につきまして、廃止あるいは一部の改正を行うための規則案でございます。

まず、廃止する規則につきましては、第1条に書かれております3つの規則、「交野市立幼稚園規則」、「交野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」、「交野市立幼稚園預かり保育に関する規則」、この3つの規則を廃止いたします。

また、一部改正を行う規則につきましては、第2条にございます、「交野市教育委員会公印規則」。それから、第3条にございます、「交野市教育委員会事務局組織規則」。それと、裏面にまいりまして、第4条の「交野市学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則」。この3つの規則につきまして、一部改正を行うものでございます。

幼稚園につきまして、幼稚園等の文言も削除するといった改正内容になっております。なお、交野市立幼稚園廃止後につきましては、これを引き継ぐものとしたしまして、「交野市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（案）」を添付させていただいております。これは入園手続きでございますとか、認定こども園の施行にあたりまして必要な事項を定めるものでございます。

あわせてご報告申し上げます。説明としては以上でございます。慎重なるご審議の上ご可決賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

八木教育長                    はい。説明が終わりました。分かりやすいのは、新旧対照表を見るのが分かりやすいかな。文言の部分は。

中村課長                    はい。変わりましたところにつきましては新旧対照表で。

八木教育長                    はい、質疑を受けたいと思います。何か質疑はございませんか？

中井委員                    じゃあよろしいですか？

八木教育長           はい、中井委員。

中井委員            前回も申し上げましたが、制度の廃止としてこういう風な決定が必要ということで、これはこれで別に問題ないんですけども、あの時同時に質問させていただいた、いわゆる教育委員会に対して幼児教育の重要性の問題ですよ。

従来、幼稚園というのは学校だったわけで、今までから何回も答弁で、私立の幼稚園は大阪府の教育委員会の管轄だったけれども、交野市の市営の幼稚園は交野市教育委員会の管轄です。教育の部分ですよ、事務処理は別ですよ。教育の部分はということで、ある程度それを通して幼児教育をしていこうというのが基本的には公式見解だと私は理解していたわけですけども。

この間も大阪府の教育官に聞いたんですけども、幼稚園の学校教育に係る部分はまだどうなるか明確ではないと、そういう風なお話をおっしゃっていたんですけども、基本的には完全に教育委員会から離れてしまうと。市長からの質問、もしくは市長に対して要請は出来るけれども、基本的には教育委員会の教育部分での管理部分は外れると、こういう風な認識で教育部長良いんですか？

北田部長            幼稚園ですか？

中井委員            はい。幼稚園教育。

北田部長            どうなんでしょう。

中井委員            従来、幼稚園教育は学校教育の部分だけだったと思うんですけども、その辺の中で幼児教育の重要性、幼児教育に努めなければならないということを今後教育委員会として、教育長どう担保していったら良いんですか？

八木教育長           どう担保と言うか、おっしゃった通りですけども。

中井委員            例えば、今まで年に1回幼稚園の会議がありましたよね。

北田部長 幼保小の連絡会議ですね。  
中井委員 はい。あれは去年はあった？

北田部長 ありました。去年の8月に。

中井委員 それは、他の市立幼稚園も来ていただきました？

北田部長 はい。来ていただけました。

中井委員 そうですか、それは良いわ。そしたら、基本的にはそんな感じで関係を保っていけると、細々と。そういう意味ですか？いわゆる幼小連携に関しては。

北田部長 そうですね。例えば、今私立の保育園の方の評議員さんに学校関係者も入って欲しいという要望もありますし。

中井委員 小学校の評議員に？

北田部長 学校の校長先生とかをね。

中井委員 幼稚園の評議員に？そういうことですか。

北田部長 そういう意味では、幼保小の連携は進めたいと考えております。

中井委員 継続して？

北田部長 はい。

八木教育長 実務での連携はしていますよ。今までもやってきていましたし。だから、どの私立も公立も。

中井委員 学校見学とかね、そういうこともしていただいて。それと、言葉だけで幼児教育を充填していくと、いわゆる理念の問題と

どう整合性がとれるのかなと。

北田部長 別に責任逃れをするわけではありませんが、交野市の場合組織的に幼稚園、保育所の部分と小・中学校の部分の組織が別になっておりますので、難しいところかなと。

中井委員 今回余計別になりますよね。

北田部長 はい。

中井委員 そうですか。我々が市長との話の中で、もし問題点があれば市長に対して要請をしていくということで良いわけですね？今の問題に関しては。制度上そういうことですよ。総合教育会議の中で。

北田部長 はい。

中井委員 制度上はですよ。

八木教育長 他にこの幼稚園条例廃止に伴う関係規則整備に関する規則について何か質疑はありませんか？

全員 質疑なし。

八木教育長 よろしいでしょうか？では、異議なしと認めます。本件は原案の通り承認すると決定いたしました。

続きまして、日程5 議案第33号「平成29年度使用交野市立小・中学校教科書用図書採択について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

高崎次長 はい。説明に先立ちまして資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1でございますが、本日差し替えをさせていただいております。事前にお配りしているものと差し替えをお願いいたします。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関す

る法律施行令」でございます。資料2といたしまして、「義務教育諸学校における平成29年度使用教科用図書の採択について」。資料2-2、「平成29年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」。資料3、「平成28年度使用小学校教科用図書一覧」。資料4、「平成28年度使用中学校教科用図書一覧」。以上5点でございます。

それでは、「平成29年度使用小中学校教科用図書の採択について」、提案説明をさせていただきます。

平成29年度に交野市立小中学校で使用する教科用図書については、資料1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に、種目ごとに同一の教科書を採択する期間は、学校教育法規則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とするとなっております。

続いて、資料2-2にあります通り、大阪府教育委員会が作成した「平成29年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」1の(1)には、小・中学校の平成29年度使用教科用図書については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書を除き、平成28年度使用教科用図書と同一の教科書の採択をしなければならないとなっております。

また、平成26年度使用小学校教科用図書、平成27年度使用中学校教科用図書採択後新しい教科用図書は発行されていないため、同一の教科用図書を採択することとなっております。さらに、採択した教科用図書の採択に関し、発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不正な行為はなかったことを報告いたします。

以上のことから、平成29年度使用小・中学校教科用図書については、現在使用しております小・中学校教科用図書、資料3・資料4の一覧の通りといたします。

以上提案説明とさせていただきます。

八木教育長

説明は以上の通りです。

要するに、新しい教科書の採択期間の途中だということと、

その間新しい教科書は発行されていないということですので、現在使用しているものをそのまま使いたいという提案でございます。大変長い話なんですけれども、そういう話でございます。

ということにつきまして、何か質疑はございませんか？

全員 質疑なし。

八木教育長 よろしいでしょうか？では、異議なしと認めます。それでは、確認のために只今議案となっております、議案第33号「平成29年度使用小・中学校教科用図書採択について」につきまして、お手元の資料3と4に書かれてある表の通りとさせていただきます。

これは高寄次長、読んだ方が良いですか？もう時間も時間ですので。

高寄次長 はい。

森脇委員 もういいんじゃないでしょうか。

八木教育長 もう読まなくてもよろしいですよ。

全員 はい。

八木教育長 その資料3と4に書かれていますように、現在使用している教科書をそのまま使用させていただきます。そういうことで宜しく願いいたします。

それでは、本件は原案の通り採択すると決定されました。以上で、日程5 議案第33号「平成29年度使用交野市立小・中学校教科用図書採択について」を終わります。

続きまして、日程6 議案第34号「指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

真鍋課長

はい、それでは「指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」をご説明させていただきます。

当委員会の委員でございますが、交野市の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者候補者選定委員会委員として、次の者を委嘱したいので委員会の承認を求めますということでございます。委員名簿は裏面にあります別紙の通りでございます。

委員のご説明をさせていただきます。まず、今回指定管理の施設は以前説明しましたように、いわふね自然の森スポーツ・文化センター及び星田西体育施設を一体とした指定管理者、それと総合体育施設となっております。委員といたしまして今回ご提示させていただきたいのは、そこに書かせていただいている通りでございます。

まず、社会教育課推薦枠ということで、いわふね自然の森スポーツ・文化センター及び星田西体育施設の指定管理者の候補者の委員といたしまして、京都市立芸術大学名誉教授 鈴木佳子先生。この先生は現在名誉教授でございます、今までいわふね自然の森スポーツ文化センターの選定委員をずっとしていただいております。また、交野市文化財事業団の評議員もしていただいております。

続きまして、税理士の中井学様。こちらの方は財務課の方より推薦で、財務課の方は近畿税理士会枚方支部の方に依頼をしまして税理士さんの推薦をいただいております。なお、西船橋の方で中井学税理士事務所を開かれておまして、企業再編や企業再生における税務コンサルティングや法人・個人事業に関する税務・会計顧問業務等々ホームページなどにも掲載されております。

続きまして、市民公募といたしまして、これも財務課よりの推薦でございますが、妙見東地区の区長さんで、藤崎区長を推薦させていただきたいと考えております。

続きまして、市の方からは松川生涯学習推進部長、良企画財政部長、北田学校教育部長、この3名をお願いしたいと考えております。

続きまして、総合体育施設でございますが、スポーツ推進委員の吉永美津子様。こちらは、交野市のスポーツ推進委員で、現在会長をしていただいております。前回のスポーツ推進委員の方より入っていただきまして、会長さんにやっていただいております。

続きまして、財務課推薦者の方でございますが、宮田寛様。枚方の大垣内町で三矢税理士事務所を開かれております。こちらの方も枚方支部の近畿税理士会より推薦をいただいております。

続きまして、市民公募より、松塚地区の区長の藤原区長さんの方をお願いしております。なお、市の方からは松下教育次長、河野総務部長、それと小川生涯学習推進部付部長、この3名をお願いしたいと考えております。

なお、任期でございますが、本年8月1日より29年3月末までを任期ということをお願いしたいと考えております。

以上で、選定委員の委嘱についての説明を終わらせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

八木教育長            はい。説明は終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか？

全員                    質疑なし。

八木教育長            よろしいでしょうか？それでは、異議なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第34号「指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」は、原案の通り承認してよろしいでしょうか？

全員

異議なし。

八木教育長

はい、異議なしと認めます。よって、本件は原案の通り承認すると決定されました。以上で、議案第34号「指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」を終わります。

これもちまして、本日の会議に付されました案件のすべてが終了いたしました。

引き続き協議会を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

\_\_\_\_\_

委員

\_\_\_\_\_